

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 4月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	碍子洗浄ポンプ一次母管水圧力発信器において、動作不良(碍子洗浄ポンプ起動中に「一次母管水圧低下」警報が発生しポンプの自動停止)が認められたため、当該圧力発信器を点検・修理。	GIII	
2	2号機	放射性ドレン移送系原子炉一次格納容器高電導度廃液系液位検出スイッチにおいて、動作不良(排水ラインが構成されているにも関わらず水位高警報発生)が認められたため、当該液位検出スイッチを点検・修理。	GIII	
3	2号機	放射性ドレン移送系原子炉一次格納容器オールドレン系液位検出スイッチにおいて、動作不良(サンブが隔離され流入がないにも関わらず水位高警報発生)が認められたため、当該液位検出スイッチを点検・修理。	GIII	
4	3号機	原子炉建屋天井クレーン主巻上電動機点検において、絶縁抵抗値不良(管理値:5MΩ 以上に対して測定値:2.5MΩ)が認められたため、当該電動機を点検・修理。	GIII	
5	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系中和装置点検において、中和熱交換器(B)に詰まりが認められたため、当該熱交換器を点検・清掃。	GIII	
6	1・2号廃棄物処理設備	補助ボイラ(B)蒸気出口遮断弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
7	1・2号廃棄物処理設備	情報処理装置クライアント(1)システムにおいて、不具合(画面が消灯したまま操作できず)が認められたため、当該装置を点検・修理。	GIII	